

患者様各位
(ベースアップ評価料について)

当院では2025年4月1日より、「ベースアップ評価料（Ⅰ）」の算定を開始致します。

本評価料は診療報酬が年々下げられていく中で、2024年6月施行の診療報酬改定により国の方針として進められている「職員の賃上げ」について制度化したものです。この診療報酬全額を対象職員の賃上げに充当することにより、看護師や医療に従事する事務等の医療従事者（医師は除く）の処遇改善、医療の現場から離職者を出さず医療従事者が安心して職務に従事することを目的としています。

・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）※1日につき

初診時 6点 / 再診時等 2点

患者様の診療費の中に上記点数が加算されますので、何卒ご理解とご協力をお願い致します。

医療法人 三泉会 西原内科循環器科
西原眼科